

潮風を感じて…自然と味覚とふれあいの町

広報 ましけ

2024
11

NO.1377

増毛町公式ホームページ

<https://www.town.mashike.hokkaido.jp>



今月の表紙 10月13日(日) 増毛小学校学習発表会「心をつに!感動のステージを届けよう!!」

今月の主な内容

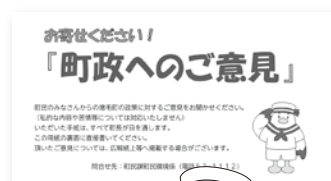
2～5P … 【特集】『町政へのご意見』の回答

6～9P … まちの話題(第53回増毛秋の味まつり、まちの学校祭・発表会、
ごだらっぺ王国祭 ほか)

18～20P … 暮らしの情報(令和7年増毛町二十歳の成人式のご案内 ほか)



増毛町公式
ホームページ
QRコード



町民の皆様からの増毛町の政策に対するご意見を聞くために7月5日～8月31日までの期間実施しました「お寄せください!『町政へのご意見』」では18名の方からの返信があり、内容としては26件のご意見をいただきました。ご意見をお寄せいただいた皆様ありがとうございました。

今回はその中から14件のお寄せいただいたご意見及び町からの回答について掲載いたします。今後、町では、お寄せいただいたご意見等を参考にして町政を進めていきます。残りの11件のご意見及び回答については、広報12月号で掲載いたします。

なお、私的な内容や苦情等については掲載いたしませんのでご了承お願いいたします。

総務課

ご意見① 庁舎内の地震対策・整理整頓について

庁舎に限った話ではないが、各課に鉄製のロッカーの上には書類や段ボールが置かれているが、大地震が発生した際に物の落下などで無用のケガが発生してしまうのではないかと。そもそも、転倒防止等の対策が十分に思えない。見た目も良くないので、改善すべき。



【町からの回答】

膨大な書類等について一定期間の保管が必要なものがありますが保管場所が少なく、廃棄年度に到達していない書類等が執務室内やロッカー上に置かれている箇所があります。対策としては、落下物によるケガの予防や転倒等の可能性低減のため、内部及び上部について整理整頓するよう周知いたします。

ご意見② 防災備蓄の在り方について

今年1月の能登半島地震により、甚大な被害をもたらし、地域的な条件から孤立集落が多くあり、自衛隊出動後も災害支援が行き届くのに日数がかかり、被災者との連絡が大変な状況にあった。そこで、同じ過疎で海岸部に位置する増毛町の防災備蓄の在り方を、能登半島地震のような大規模災害が発生したときに備え、防災備蓄品を戸別配布若しくは、防災備蓄品の拠点を再考し、細分化した方が良いと思います。



【町からの回答】

町では防災備蓄計画を策定のうえ計画的な備蓄を行っておりますが、能登半島地震により震災対応の重要性を再認識し、備蓄の配備について再検討のうえ、備蓄計画の修正を行い、主要な備蓄施設と主要な避難所への備蓄品の修正配備を完了しております。備蓄については、増毛町地域防災計画及び増毛町防災備蓄計画で「自助・共助で確保すること」を基本としており、町民の皆様へは3日分の備蓄をお願いしているところです。

町は公助の考え方に基づき、家屋の倒壊や焼失等により避難所での生活を余儀なくされ、備蓄や物資の確保ができない方への備蓄や調達体制の構築を主な役割と考えています。

備蓄品の個別配布については、高齢者や乳幼児、食物アレルギーのある方など各家庭で必要とするものが異なるなど、町が個別に配布することは難しいと考えております。

ご意見③ 防災無線について

増毛町の関連のことがテレビで放映されることが事前に分かるときは、防災無線で放映日時や放送局を周知して欲しい。

【町からの回答】

ニュース等は放送される時間も短く、事前に知らされていない場合が多いため、難しいと考えておりますが、特集等で増毛町が取り上げられることが事前にわかる場合は防災無線でのお知らせを検討したいと思います。

ご意見④ 防災無線の案内内容について

「スマートフォン教室の開催について」の案内で、“詳しいことは広報ましけ8月号折り込みチラシ又は増毛町公式HPをご覧ください”と放送があった。対象者がスマートフォン操作に不安のある方、持っていない方も参加可能となっています。その場合、案内内容を“広報を見るか担当の総務課まで電話願います”の方が親切だと思います。スマートフォンに不慣れな方、持っていない方も多いので、配慮の上文章を作成して欲しい。

【町からの回答】 今後は対象者に配慮のうえ、ご案内いたします。

企画財政課

ご意見⑤ 交通安全協会や暑寒大学等の組織数について

交通安全協会や暑寒大学等、町にはいくつの組織があるのか、又、それぞれの組織への助成金を教えて欲しい。

【町からの回答】

令和6年4月1日現在で観光協会や町商工会など述べ27団体に助成金（補助金）を町から支出しており、合計で38,038千円の助成金額となっております。

それぞれの団体への助成金額については右記の通りです。



補助金名	補助金額(千円)
町自衛隊協力会補助金	175
ファイターズ後援会補助金	230
町防犯協会補助金	142
長寿社会活動推進協議会補助金	75
町交通安全推進委員会補助金	283
町交通安全協会補助金	229
町交通指導員会補助金	687
町民生委員協議会補助金	119
町社会福祉協議会補助金	10,105
老人クラブ連合会補助金	796
地域再生協議会助成金	929
増毛町スタンプラリー実行委員会補助金	750
町商工会補助金	8,476
観光協会事業補助金	11,774
町教育振興会補助金	997
幼児教育指導者連絡協議会補助金	13
いじめ対策協議会補助金	136
町PTA連合会補助金	54
町地域女性団体連絡会補助金	45
町青少年健全育成推進協議会補助金	104
町子ども活動会議補助金	162
町女性4団体の会補助金	50
町文化協会補助金	117
町民スクール運営委員会補助金	1,000
音楽鑑賞実行委員会補助金	50
雄冬神楽保存会補助金	63
町スポーツ協会補助金	477
27団体	38,038

ご意見⑥ 住民票キャッシュレス決済導入について

住民票を取得する際に思ったのですが、キャッシュレス決済導入予定はありますか？

【町からの回答】 現時点では、費用対効果を考えると、導入予定はありません。



ご意見⑦ タニタ製 Body Composition Analyzer 購入について

以前 Body Composition Analyzer を常設していたが、今はない（ラ・サンテからの持ち出しはある）1 台購入を検討していただけないか。

【町からの回答】

本件につきまして、生涯現役の町を実現する健康寿命延伸・人材育成事業として体組成計及び血圧計の設置をしており、令和6年3月までは「ら・さんて」「保健センター」「旧舎熊小学校」の3つの施設へ、タニタ製の体組成計「Boby composition Analyzer」及び血圧計を事業委託業者からリースをして設置しておりました。

昨年度と同様の事業や設備の維持を今年度も行う場合、事業全体の委託金額が260万円の増額となったため、使用頻度が少ない施設である「保健センター」「旧舎熊小学校」の2つの施設に設置している体組成計及び血圧計の見直しを行い、当町にて購入したオムロン製の体組成計及び血圧計の設置といたしました。

今回、保健センターへ設置してほしいとのご意見をいただいておりますが、上記の理由によりオムロン製へ変更しておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。



ご意見⑧ ドッグランの新設について

昨今、ペット（犬）を連れて町内外の方々が家庭で犬を飼っていることが多いと思うので、町内の空き施設や暑寒公園などにドッグランの新設を検討してはどうか。



【町からの回答】

ドッグランの新設につきましては、犬がリードなしで自由に遊ぶことができ、ストレスの発散にもなり、運動不足解消になると考えられます。

しかしながら、設置場所や近隣住民への犬の鳴き声による騒音、利用者の駐車場確保などの課題もありますので、設置につきましては、今後、検討してまいります。

ご意見⑨ ごみのポイ捨てについて

古茶内下の海岸付近周辺がごみのポイ捨てが目立つので、カメラ・看板などで対応願いたい。

【町からの回答】

国道や道道、町道に限らずゴミの不法投棄があり、広報や防災無線等で周知をしておりますが、対策には大変苦慮しているところでございます。

自治会の一斉清掃や地元業者による海岸清掃、地先の方、ボランティアの方による道路のゴミ拾いには大変感謝をしております。これからも各関係機関を通じて全町的に対応をしてまいりますので、不法投棄等がございましたら役場町民課までご連絡をお願い致します。

なお、看板設置につきましては、のぼり等も含め、検討し対応致します。



ご意見⑩ 玄関フード設置について

現在、南暑寒5丁目団地に入居しているが、玄関フードが付いていないので、真冬になると玄関ドアに雪が溜まり埋まってしまうことがある。そのたびに役場に相談しても自分で申請をして設置してくださいと言われました。年金暮らしのため日々の生活が困難な上、年を重ねて雪かきも大変なので、同じ住宅に住んでいる方々にアンケートをとって設置して欲しい人がいるかどうか調査していただけないか。

【町からの回答】

本町営住宅は建設後、約45年経過しており老朽化が著しくもあり、町営住宅の建替を視野に入れております。その際にはご指摘の玄関フードについても建設に反映していきます。

ご意見⑪ ラジオ視聴について

現在、すまいる団地に入居しているが、ラジオ視聴ができない。災害等でラジオは必需品なので視聴できるように対策して欲しい。

【町からの回答】

建物がRC（鉄筋コンクリート）構造のため、すまいる団地全体でラジオが受信できないと思われます。ラジオ受信できるかどうか、調査を進めて参ります。

ご意見⑫ アップル団地裏新設道路について

新規道路が7,000万円で作られると聞いたが果たして必要なのか？それよりも、暑寒川の水を利用した川発電、川流雪とか考えが湧かないものか？自然と共存しているので、自然を利用した方が良いと思う。

【町からの回答】

新設道路の建設により地域住民の利便性の向上と公共の福祉が増進するため必要と考えております。小水力発電については、脱炭素社会・SDGsを念頭に検討して参りたいと考えております。

ご意見⑬ 町営住宅について

町営住宅（収入基準のない）を増やして欲しい。収入基準がある住宅だと住む所がなく、留萌に住もうか考えている。空き家など貸してくれる情報など紹介してくれるとありがたい。

【町からの回答】

今のところ、収入基準のない住宅（単独住宅）の建設予定はありません。民間賃貸住宅等でご検討をお願いします。空き家情報につきましては、企画財政課企画係（53-1110）にご連絡ください。

ご意見⑭ 町営住宅のペットについて

中学校前住宅に住んでいるが、中学校前の町営住宅で犬を飼っている人がいるが、良いのか？

【町からの回答】

町営住宅のペットは禁止しております。分かり次第、ルールに基づき対応していきます。



増毛秋の味まつり ～ ホタテもサケも フルーツも! ～

9月29日(日)に、増毛町最大級のイベント「第53回増毛秋の味まつり～ホタテもサケもフルーツも～」が今年も盛大に開催されました。

当日は6千人の来場があり、秋鮭限定販売や洋梨などの農産品販売には多くの来場者が並びました。また、大抽選会やホタテ・フリスビーなどのアトラクションは大いに盛り上がりを見せました。



その他にもゆりかもめ見学会やSUP体験、各店舗でたこザンギなどが販売される「うまいもの屋台街」、買ったホタテがその場で焼ける「焼き台コーナー」などが賑わいを見せました。



▲増毛中学校吹奏楽部演奏



▲GRACE音楽ライブ♪



▲風船家NORIバルーンショー



▶ホタテ・フリスビー



▶大抽選会



▲ゆりかもめ見学会



▲焼き台コーナー



▲SUP体験

まちの話題



▲合唱コンクール（増毛中学校）



▲舞部門（増毛中学校）



▲演部門（増毛中学校）



▲音部門（増毛中学校）



▲けんかした山（増毛小学校）



▲しあわせな王子（増毛小学校）

青春を駆ける！ まちの 学校祭 発表会

10月5日（土）に増毛中学校学校祭、10月13日（日）に増毛小学校学習発表会、10月19日（土）に認定こども園あつがる発表会が開催され、子どもたちがこの日に向けて練習した成果や努力を全力で披露しました。

子どもたちは、楽しみながらも真剣に合唱や遊戯、劇に取り組む姿を保護者や先生方に披露し、会場内は笑顔と拍手に包まれていました。



▲増毛少年探偵団 ～消えた楽器の謎～
（増毛小学校）



▲戦争が終わった夏に（増毛小学校）



▲ロケットペンギン
（認定こども園あつがる）



▲せんろはつづくよどこまでも
（認定こども園あつがる）



▲10匹のかえる
（認定こども園あつがる）



▲YOSAKOIソーラン
（認定こども園あつがる）

9/23
(月)

子どもたちが主体の キングダム！

～ ごだらっぺ王国祭 ～



「ごだらっぺ王国祭」が開催され、町内の園児や小学生、その保護者ら220名がゲームや出店などを楽しみました。

「子どもたちの一日だけの独立王国」というテーマのもと、子どもたちがゲームの企画から運営まで行い、お祭りを楽しむもので、今年で36回目の開催となります。

射的や輪投げなど7種類のゲームが町立体育館で行われたほか、ゲームで獲得した独自通貨「らっぺ」を使い、ポップコーンやフライドポテトなどに交換し、子どもたちは祭りを堪能しました。

9/27
(金)

菊地弁護士が語る 人生のススメ

～ ましけ町民スクール第3回講座 ～



町教育委員会主催のましけ町民スクールが運営する第3回講座「菊地流魅力的な人生のススメ～出会いの人生から学んだこと～」が町文化センターで開催され、会場には88名の来場者が訪れました。

「行列のできる相談所」でお馴染みの菊地弁護士が、自身が弁護した離婚協議に関することや、子育ての際に感じたことを題材に講談。日頃から感謝を大切な人に伝える大事さや、夫婦間の会話の仕方などを、ユーモア溢れる話術で来場者に話されました。

9/21
(土)

増毛消防魂に更なる磨きを

～ 増毛消防創設150周年記念式典・祝賀会 ～



増毛消防創設150周年記念式典・祝賀会が町文化センターで執り行われました。

増毛消防の歴史は、明治8年に私設の消防組が設置され、これまで数々の災害対応を行ってまいりました。

記念式典、祝賀会では職団員をはじめ多数の消防関係者が来場し、式典では、新調した団本部旗や分団旗が町長から授与され、来賓からの祝辞の後に行われた祝賀会は盛大に行われ、防災に対する気持ちを新たにしていました。

9/24
(火)

行政相談委員としての 功績が認められる

～ 庄司道子行政相談委員総務大臣表彰 ～



庄司道子さんが、行政相談活動の功績により総務大臣表彰を受賞され、表彰状の伝達式が増毛町役場で行われました。

行政相談委員とは総務大臣が委嘱した民間の有識者のことで、庄司さんは13年以上にもわたり行政機関と町民とのパイプ役として、現在も活動されています。

庄司さんは「人権擁護委員などの活動経験などを生かして、これからも行政相談などに応じたい。」と話しました。

10/6
(日)

海を眺め爽やかな汗を流す ～全町マラソン大会 ましけラン2024～

全町マラソン大会ましけラン2024がリバーサイドパークを発着地点として開催されました。子供から大人まで101名が参加し、晴天の中、コースを力走しました。

1.8km～5.0kmの距離を4人ずつ15秒間隔でスタートするウェーブスタート方式で行われました。競技終了後に、各部1位から3位までの表彰式が行われ、メダルが手渡されました。結果は次のとおりです。(1位のみ掲載、敬称略)



○親子の部	女 子①仙北 歩美・路代	男 子①高橋 怜央・一将
○小学生の部	1～2年女子①中嶋 小春	1～2年男子①小野 權
	3年女子①林 夕凜	3年男子①北島 恭汰
	4年男子①小野 仁椰	5年女子①澤田 唯
	6年女子①平戸 海緒	6年男子①石田琉生愛
○中学生の部	女 子①三浦 小春	男 子①菅野 恵太
○一般の部	3.2km ①大嶋 健琉	5.0km ①阿部 崇史

国保・後期高齢者医療制度のお知らせ 保険証等の廃止について

令和6年12月2日より保険証等が廃止されます

※お手元にある保険証等については有効期限(令和7年7月31日)までお使いいただけます。
令和6年12月2日から、保険証及び減額認定証については、下記①又は②の対応となります。

保 険 証	①既にマイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方の場合、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能です。 ②マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない、又はマイナンバーカード自体お持ちでない方には、資格確認書を交付しますので引き続き医療機関の受診が可能です。
減 額 認 定 証	①マイナ保険証をお持ちの方は、ご自身の負担区分(現役Ⅰ～Ⅲ・一般Ⅰ又はⅡ・区分Ⅰ又はⅡ)はマイナポータルにて確認してください。 ②「資格確認書」をお持ちの方は、市区町村窓口に申請すると任意で「資格確認書」に負担区分の併記が可能です。

★マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下の準備が必要です！

- ①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する。
→PCやスマホからの申請、まちなかの証明写真機等から申請できます。
- ②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う。
→医療機関・薬局の受付(カードリーダー)やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録。



特定疾病療養受療証について

厚生労働大臣が定める特定疾病(人工腎臓を実施する慢性腎不全など)の方に交付される「特定疾病療養受療証」については、令和6年12月2日以降も継続して交付します。

【お問合せ先】役場保険年金係(☎53-1113) 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)
マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)

障害年金制度をご存じですか？

障害年金は、病気や怪我によって生活や仕事が制限されてしまった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることが出来る年金です。

※年金の納付状況や下記に記載している要件などを満たしていることが条件となります。

障害基礎年金

支給要件

国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（症状が固定した日）（以下「障害認定日」という。）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給されます。

※保険料納付要件（以下のいずれか）を満たしていることが必要となります。

- ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
- ②初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合は、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給されます。

※20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がないときは、所得が370万4千円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472万1千円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。

障害厚生年金

支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給されます。（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給されます。）

※障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

※障害手当金：厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給されます。

【参考】障害等級の考え方

- 1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害
- 2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害
- 3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

障害認定と障害等級表

- 障害年金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、障害等級に該当する程度の障害の状態があり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合をいい、障害の程度の認定は、「障害等級表」に基づくとともに、その具体的な取扱い「障害認定基準」において定められています。
- 障害基礎年金は、全国民を対象として支給されるものであることから、日常生活能力の制約に着目して1級、2級の給付を行うものであるのに対し、障害厚生年金は被用者を対象に、基礎年金の上乗せ給付として、労働能力の喪失という観点に着目して1級から3級までの給付を行います。

障害等級表（国民年金法施行令別表）

障害等級	1級	2級
1. 次に掲げる視覚障害	1. 次に掲げる視覚障害	1. 次に掲げる視覚障害
イ. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの	イ. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの	イ. 両眼の視力がそれぞれ0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
ロ. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	ロ. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの	ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの	ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの	二. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
二. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	二. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3. 平衡機能に著しい障害を有するもの	
4. 両上肢の全ての指を欠くもの	4. そしゃく機能を欠くもの	
5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6. 両上肢のおや指及びびとさし指又は中指を欠くもの	
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの	7. 両上肢のおや指及びびとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	
8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの	
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9. 一上肢の全ての指を欠くもの	
10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10. 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	
11. 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11. 両下肢の全ての指を欠くもの	
	12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの	
	13. 一下肢を足関節以上で欠くもの	
	14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	
	15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
	16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
	17. 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

障害等級表（厚生年金保険法施行令別表第一）

障害等級	3級
1. 次に掲げる視覚障害	1. 次に掲げる視覚障害
イ. 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの	イ. 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
ロ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの	ロ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの
ハ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの	ハ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの	2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの	3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの	4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5. 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの	5. 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6. 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの	6. 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 一上肢のおや指及びびとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの	8. 一上肢のおや指及びびとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9. おや指及びびとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの	9. おや指及びびとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの	10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の10趾の用を廃したもの	11. 両下肢の10趾の用を廃したもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの	14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

（参考）障害等級表の考え方（昭和60年改正以降）

	厚生年金	国民年金
1級	日常生活の用が不能	
2級	日常生活に著しい制限	
3級	労働に著しい制限	—



【お問合せ先】留萌年金事務所（☎43-7211）

会計決算報告



令和5年度の増毛町の各会計歳入歳出決算について、9月に開かれた町議会第3回定例会で認定されました。

一般会計の決算状況

一般会計の決算額は、歳入（収入）が54億869万円、歳出（支出）が51億2,621万円で、2億8,248万円の黒字決算となりました。

歳入 (一般会計)

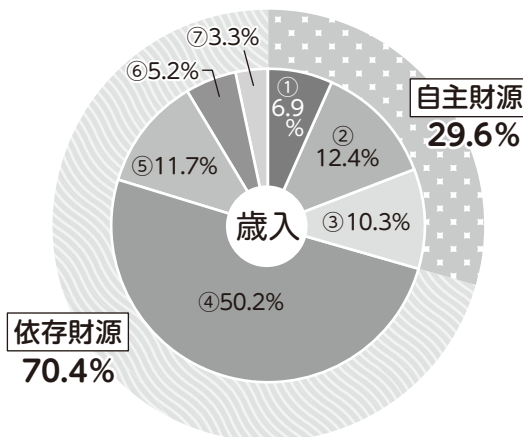
歳入は、大きく分けて「自主財源」と「依存財源」に区分することができます。

「自主財源」は、町税や使用料・手数料など、町が自主的に収入を得ることができるお金で、歳入全体の29.6%を占めます。

「依存財源」は、地方交付税や国・道支出金、町債などで、歳入全体の70.4%を占めています。特に令和5年度は低所得世帯への給付金事業のための国庫支出金等が多く交付され、割合が大きくなっています。

また地方交付税も50.2%を占めており、景気や社会情勢に左右されやすい財源であるため、今後も堅実な財政運営が求められます。

【歳入】 54億869万円



①町税 ②使用料・手数料ほか ③寄附金
④地方交付税 ⑤国道支出金 ⑥町債
⑦地方譲与税ほか

歳出 (一般会計)

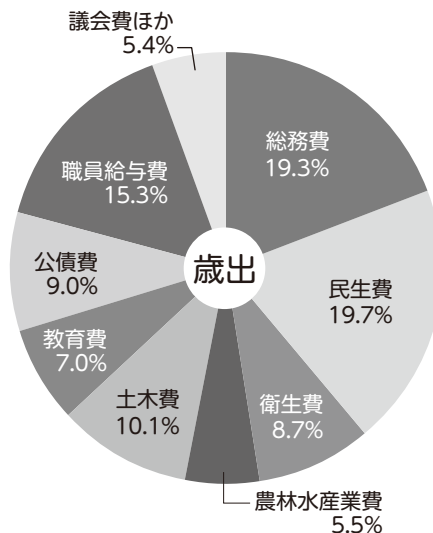
歳出は、大きく分けて「投資的経費」と「消費的経費」に区分することができます。

「投資的経費」は、その経費の支出効果が長期にわたり、固定的な資本形成となるもので、普通建設事業費と災害復旧費がそれにあたり、4億3,114万円で歳出全体の8.4%を占めています。

「消費的経費」は、支出効果が単年度または短期間で終わるもので、投資的経費以外の46億9,507万円で、歳出全体の91.6%を占めています。

また、目的別では右の円グラフのとおり、公債費（借金の返済）が9.0%（4億6,087万円）を占めていますが、借入を圧縮し、借金の残高や返済額は年々減少してきています。

【歳出】 51億2,621万円



特別会計・公営企業会計の決算状況

特 別 会 計

一般会計とは別に独立して経理を行う会計

会 計	歳 入	歳 出
国民健康保険	4億9,402万円	4億4,582万円
観光施設事業	6,459万円	6,459万円
診療所事業	1億7,744万円	1億7,744万円
介護保険	9億2,382万円	8億8,419万円
後期高齢者医療	9,146万円	9,096万円
港湾整備事業	1,642万円	1,642万円
福祉施設整備	2億9,321万円	2億9,321万円

公営企業会計

民間企業のように利用料金などの収益で運営する会計

会 計	歳 入	歳 出
水道事業	収益的収支 1億4,376万円	1億3,282万円
	資本的収支 2,793万円	7,511万円
公共下水道事業	収益的収支 1億3,949万円	1億3,810万円
	資本的収支 1億 179万円	1億4,540万円
碎石事業	収益的収支 2億3,270万円	2億6,695万円
	資本的収支 —	—

※ 資本的収支の差し引き不足分は留保資金で賄っております。

令和5年度決算における健全化判断比率

増毛町の比率は、早期健全化基準と財政再生基準ともに基準以下となっているため、財政健全化計画と財政再生計画の策定は必要ありません。

近年、各数値とも改善傾向にありますが、今後も公債費(借金)の負担縮減を図るなど、引き続き財政の健全化に努めます。

また、公営企業ごとに算定する資金不足額が事業規模に占める割合を示した資金不足比率は、増毛町ではすべての公営企業会計について、資金不足は発生していません。

《健全化判断比率》

	内 容	R 5	R 4 (参考)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計などにおける赤字の割合	赤字なし	赤字なし	15%	20%
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字の割合	赤字なし	赤字なし	20%	30%
実質公債費比率	年間の借金返済額などの割合	6.0%	8.2%	25%	35%
将来負担比率	将来負担する可能性のある負債の割合	なし	なし	350%	

《資金不足比率》

	R 5	R 4 (参考)
水道事業会計	すべての会計で資金不足なし	すべての会計で資金不足なし
公共下水道事業会計		
碎石事業会計		
港湾整備事業特別会計		
観光施設事業特別会計		

地域貢献をたたえ 感謝状を贈呈

9月25日、公共施設整備や環境整備などの地域貢献活動に対する感謝状贈呈式が役場会議室で行われ、3社1企業体の代表の方へ、堀町長がお礼の言葉を述べ、感謝状が手渡されました。

なお、各社の地域貢献内容については下記のとおりです。



●エル電株式会社

朱文別配水池道路の草刈り（8/8実施）

●堀口・瀬越 経常建設共同企業体

朱文別川護岸補修（6/11実施）

朱文別沢自治会館の修繕 [14区自治会]
（7/26、27実施）

●増毛土建株式会社

増毛小学校旧校舎の草刈り
（7/22、23実施）

●株式会社清野建設

増毛駅舎整備 [車止め設置、化粧砂利敷]
（6/11実施）

富田屋旅館 [化粧砂利敷]（7/16実施）

そろそろ冬の備えを

秋の深まりと共に朝晩の冷え込みが厳しくなり、初霜や初氷などの便りも聞こえてくる季節となってきました。

留萌地方では、季節の進行と共に西高東低の冬型の気圧配置が多くなり、次第に雨から雪に変わっていきます。例年、11月上旬から中旬にかけて、地面が雪に白く覆われる「積雪」状態に、11月下旬から12月上旬にかけて、降った雪が溶けずに積雪状態が継続する「根雪」状態になります。

峠や山間部は平地よりも気温が低いため、平地が雨でも峠や山間部では路面が凍結・積雪状態となることがあります。また、この時期は雨がみぞれで日中濡れた路面が夜間に凍結し、ブラックアイスバーンになりやすいため、トンネルの出入り口や橋の上などの走行は十分注意してください。

週間天気予報などを確認し、雪の予報が発表されたら早めにタイヤやワイパーの交換を行い、冬に備えましょう。また、急な視界不良や大雪などで走行不能やスタックした場合を想定して、防寒着やスコップ・牽引ロープなどの積載も行っておきましょう。



今年の冬は大雪予想

毎年、秋に1度だけ発表される「寒候期予報」が9月24日に札幌管区气象台から発表され、12月以降は北海道の日本海側で「大雪」になると予想されました。

昨シーズンは増毛町に限らず留萌市や札幌市でも大雪に見舞われましたが、この「大雪」予報は出されておらず、今回の発表が11年ぶりとなり、近年を大きく上回る積雪が予想されています。

積雪期を前に、除雪機や雪かきなど除雪道具は早めに点検し、冬への備えを万全にしましょう。

【お問合せ先】役場総務課 防災担当（☎53-1111）

指名手配被疑者の検挙にご協力を！

令和6年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約590人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯罪を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、道民の皆さんのご協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。



【お問合せ先】留萌警察署(☎42-0110)

犯罪被害者等支援活動と犯罪被害給付制度について

ある日突然、犯罪被害に遭う……。被害に遭われた方にとって、それは想像を超える辛い出来事です。また被害に遭った後も、「トラウマによるフラッシュバック」や「パニック障害」など、様々な問題を抱えて苦しむ方が多くいます。

犯罪被害に遭われた方の現状を理解し、そして寄り添い、一日でも早く問題を克服できるように、社会全体で支える「支援の輪」を広げていきましょう。

警察相談電話

- ・性犯罪相談110番 ☎8103 (ハートさん)
※「☎8103 (ハートさん)」につながらない場合
→☎0120-756-310 (フリーダイヤル) まで
- ・少年相談110番 ☎0120-677-110 (フリーダイヤル)
- ・暴力団相談電話 ☎011-222-0200
- ・道警相談センター ☎9110



民間被害者相談電話

- ・北・ほっかいどう被害者相談室 (旭川) ☎0166-24-1900
- ・性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH) ☎0120-8891-77

犯罪被害者給付制度について

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族や重傷病を負い、または後遺障害が残った犯罪被害者の方に対して、国が給付金を支給する制度です。

法律により給付金を受けることができる方や申請の期間・方法が定められていますので詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】留萌警察署(☎42-0110)

新型コロナワクチンの定期接種について

令和6年度から、高齢者の新型コロナワクチンは、個人の重症化予防を目的として、インフルエンザ予防接種と同じ「B類疾病の定期予防接種」として実施しています。

- 対象者**
- 接種日の年齢が65歳以上の町民
 - 60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器機能障害、HIVによる免疫機能障害のある方

定期接種対象期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日

接種方法 文化センターで行う集団接種、留萌市内医療機関で行う個別接種があります。また、入所施設や入院先医療機関等で接種を実施している場合もあります。年1回のみ対象となります。

自己負担額 集団接種：2,500円 個別接種：3,500円
その他入所施設等：接種費用から11,800円を除いた額

ワクチンの種類 定期接種で使用するのは5種類です。(医療機関によりワクチンの種類が異なります。)



mRNAワクチン：ファイザー社、モデルナ社、第一三共社、
Meiji Seika ファルマ社（レプリコンワクチン）
組換えタンパクワクチン：武田薬品工業社

※広報11月号折り込みチラシで、集団接種の予約方法や、留萌市内の実施医療機関等をご案内しています。

【お問合せ先】・役場福祉厚生課保健指導係（☎53-3111）



- 北海道新型コロナウイルスワクチン接種相談センター（副反応等に関する相談）
（☎011-206-0359）（有料） 平日8:45～17:30
メール covid.wakuchin@pref.hokkaido.lg.jp
- 厚生労働省 感染症・予防接種相談窓口（☎0120-469-283）
平日9:00～17:00



地域包括支援センターだより

～増毛町が後援する「ケアニン」上映会無料チケット配布中！～



介護や認知症などについて、ぜひ考える機会に！映画上映会参加には無料チケットが必要になります。映画以外にも、下記のとおりイベントが開催されます。文化センター大ホールに是非ともお立ち寄りください！

ケアニン 上演会

- ①11月22日(金) 19:00～（開場18:00）
- ②11月23日(土) 13:00～（開場12:00）※送迎バス運行
無料チケット配布場所 保健センター、社会福祉協議会、横木介護サービス

各回定員
150名

講演会

11月23日(土) 15:00～16:30 講師：加藤 忠相氏
映画のモデルとなった事業所、株式会社「あおいけあ」代表取締役。業界で超有名な方です！「自分らしく生きる」を支えるケアとは？映画と講演会、両方の参加をオススメします！

イベント

11月23日(土) 9:00～12:00(無料)
VR認知症体験／腸ケア相談＆腸もみ体験／アロマハンドトリートメント＆フットトリートメント／ポップコーン・たいやき・くじ引き（お子様）

【お問合せ先】地域包括支援センター（健康一番館内） ☎53-3111

高齢者世帯等を対象にした 除雪サービス のお知らせ



◇◇ 町民の皆様へ ◇◇

玄関前の除雪ができないために困っている高齢者がいます。この事業は、地域の支えあいで行うものです。有償ボランティアとして協力してくださる方がいましたら福祉厚生課に連絡をお願いします。

除雪サービスを利用できる人

- ①令和6年度の町民税が非課税の世帯及び町民税が課税世帯のうち、その課税者全員の町民税所得割が非課税の世帯
- ②65歳以上のみの世帯及び障がいなどにより除雪が困難と認められる世帯



※住民票上の世帯が別でも、同じ家に住んでいる場合は同居と見なします。

お申込み方法

- ・利用申請書に利用者負担金を添えて、福祉厚生課介護保険係（健康一番館）へ提出してください。
- ・有償ボランティア除雪事業（玄関前の除雪）の申込みには、ボランティアの同意が必要です。
- ・福祉厚生課に来られない場合は、社会福祉協議会または民生委員を通して申し込むことができます。電話での仮受付も行います。
- ・利用が決定した世帯には、決定通知書をお送りします。

有償ボランティア除雪事業

■除雪内容

令和6年12月1日から令和7年3月14日の期間中、除雪車が出動したときの午前中や大雪の時に、玄関から生活道路までの幅おおむね80センチを、申込者が指定した有償ボランティアが除雪を行います。

■負担額

1,500円

■ボランティアが受け取る額

15,000円

■申込期限等

令和7年1月31日まで



屋根及び家のまわりの 除雪サービス事業

■除雪内容

- ・令和6年12月1日から令和7年3月14日の期間中、自宅の屋根の雪下ろし、窓の下、軒先等の除雪及び緊急避難口の確保を年2回まで行います。
- ・3回目の除雪が必要な場合は、改めて申請書の提出が必要になります。

■負担額

- ・1,000円
（納付された負担金は返却できません）
- ・3回目は1回500円

■申込期限

令和7年2月28日まで
（3回目の申込は、3月中も受け付けます）



※今年度より有償ボランティア名簿の作成を予定しています。名簿への登録を希望される方は下記連絡先までご連絡ください。（登録しても必ずしも依頼があるとは限りません）

【お問合せ先】役場福祉厚生課・介護保険係（☎53-3111）

募集

増毛町社会福祉協議会
職員（増毛町立明和園）

【特養介護員】

■募集人員

若干名

■応募資格

年齢18歳～

（上限なし、健康であれば可）

※介護福祉士、介護職員初任

者研修修了以上の方

■勤務時間

・早出7時30分～16時15分

・遅出9時30分～18時15分

■勤務形態

日勤2交替制の勤務

※年間休日123日以上

（長期休暇あり）

■賃金

○有資格者（初任者研修）

月額170,200円以上

○有資格者（介護福祉士）

月額174,800円以上

○日額 8,500円～

※経験者は前歴を考慮し、加

算して賃金を決定します。

■手当

各種手当あり

■採用期日

採用決定後、速やかに採用

（応相談）

【調理員】

■募集人員

2名

■応募資格

年齢18歳～

（上限なし、健康であれば可）

■勤務時間

・早出6時00分～14時45分

・遅出9時15分～18時00分

■勤務形態

日勤2交替制の勤務・週休

2日制

※年間休日123日以上

（長期休暇あり）

※時間給希望の場合は、勤務

日数や勤務時間を調整する

ことができます。（応相談）

■賃金

○資格なし

月額157,800円以上

○時間給 1,050円～

※経験者は前歴を考慮し、加

算して賃金を決定します。

■手当

各種手当あり

■採用期日

採用決定後、速やかに採用

（応相談）

申込・問合せ先

増毛町立明和園

（☎5311601）

増毛町職員

（土木職・建築職）

令和6年度採用土木職・建

築職を募集します。

■採用予定職種・人員及び勤

務先

【職種】土木職1名

建築職1名

【職務内容】土木職…土木関係全般

建築職…建築関係全般

【勤務先】増毛町役場

■受験資格

①学校教育法に基づく、大学、

短期大学、専修学校、高等

専門学校、高等学校におい

て土木系・建築系に関する

課程の学科等を卒業した者

又は令和7年3月末までに

卒業する見込みの者

②昭和58年4月2日以降に生

まれた者（令和6年4月1

日現在で40歳以下の者）

③普通自動車第一種運転免許

証を有する者

■試験の方法

面接試験及び書類審査

（採用試験申込書など）

■受験手続

次の書類を増毛町役場総務

課に提出してください。

①増毛町職員採用試験申込書

（指定の様式）

申込書に所定事項を記入し、

3ヶ月以内に撮影した鮮明

な正面・無帽・無背景の上

半身写真「縦4・5cm 横

3・5cm」を貼付

②有している資格証・免許証

の写し

③最終学歴の学校等の卒業証

明書（又は卒業見込証明書）

■申込期限

随時

※採用者が決定しだい募集終

了

■採用期日

随時

※新卒は令和7年4月1日

■初任給及びその他の給与

増毛町職員の給与に関する

条例による

■試験日時等

書類受理後、申込者に通知

します。

■各種様式

増毛町職員採用試験申込書

等の様式は、増毛町役場公式

ホームページに掲載していま

す。



増毛町公式
ホームページ

問役場総務課・庶務係

（☎5311111）



増毛町職員

（保育教諭）

■募集人員

1名

■職務内容

幼児保育、保育業務

■勤務予定地

増毛町立認定こども園あつ

ぶる

■受験資格

①増毛町内に居住可能な方

②幼稚園教諭免許及び保育士

資格を有する者。又は、令

和7年3月末までに取得予定の方

■試験の方法

面接試験及び書類審査
(採用試験申込書など)

■受験手続

次の書類を増毛町役場総務課に提出してください。

①増毛町職員採用試験申込書
(指定の様式)

申込書に所定事項を記入し、
3ヶ月以内に撮影した鮮明な正面・無帽・無背景の上
半身写真「縦4・5cm 横
3・5cm」を貼付

②有している資格証・免許証
の写し

■申込期限

令和6年11月28日(木)
午後5時15分まで(郵送
の場合は、当日消印有効)

■採用期日

令和7年4月1日

■初任給及びその他の給与

増毛町職員の給与に関する
条例による

■試験日時等

書類受理後、申込者に通知
します。

■各種様式

増毛町職員採用試験申込書

等の様式は、増毛町役場公式
ホームページに掲載していま
す。



増毛町公式
ホームページ

町役場総務課・庶務係
(☎5311111)

会計年度任用職員
増毛町立認定こども園
あつぷる 保育教諭、
又は保育助手

■採用予定人員

1名

■勤務場所・職務内容

増毛町立認定こども園あつ
ぷる・保育教諭、又は保育助
手

■応募資格

幼稚園教諭免許、又は保育
士資格、若しくは子育て経験
がある方

■勤務時間

8時30分～16時45分
・準早8時00分～16時15分
・準遅9時15分～17時30分
※準早、準遅勤務の場合があ
ります。

■報酬

増毛町立認定こども園第1
号会計年度任用職員就業規則
による

■採用予定日

採用決定後、速やかに勤務

■選考方法

書類審査または個別面接

■申込方法

履歴書を11月29日(金)ま
でに左記へ提出願います。(郵
送可)

申込・問合せ先

教育委員会総務学校課

(☎5312427)

認定こども園あつぷる

(☎5312879)

会計年度任用職員
暑寒別岳スキー場

【ロッジ食堂調理係】

■募集人員

2名

■応募資格

年齢18歳以上

■勤務時間

【平日・土曜日】
8時30分～17時00分
【日曜日・祝日】
8時00分～17時00分

※勤務日数については、調整
の相談可能

■賃金

日給 8,080円以上

■手当等

時間外・通勤手当、共済保
険

■採用期間

令和6年12月1日～
令和7年3月31日

■申込方法

履歴書を左記申込先まで提
出願います。(郵送可)

申込・問合せ先

役場商工観光課・観光事業
係(☎5313332)

町営住宅空家情報
(11月1日現在)

町営住宅に空きがあること
から、左記のとおり募集しま
す。

■住宅所在地

①南暑寒町7丁目

②暑寒海岸町

■団地名・募集戸数

①アップル団地 2戸

※全て3LDK、除雪当番が
あります

②かもめ改良団地 4戸

※2・3LDK、除雪当番が
あります

■住宅料

①20,000円

②35,000円程度

(共益費…500～1000
円程度)

※年間所得により異なります。

②21,000円

③27,000円程度
(共益費…3000～4000
円程度)

■資格要件

①町税等の滞納がないこと

②収入基準を超えていないこ
と

・公営住宅…世帯所得の合計
が月額158,000円以
下

・改良住宅…世帯所得の合計
が月額114,000円以
下

・改良住宅…世帯所得の合計
が月額114,000円以
下

■申込方法

役場建設課建築係で申込書
を受取り、関係書類を添えて
お申込みください。

申込・問合せ先

役場建設課・建築係

(☎5311115)

お知らせ

特設人権心配ごと相談
所のご案内

特設人権心配ごと相談所を
増毛町文化センターにて開設
します。人権や家庭内問題、
お金の貸し借り、いじめ等目
分で考えても解決できない、
どんな小さなことでも相談に
応じます。

なお、費用は無料で、相談
内容は他に漏れることはありませんので、安心してご相談
ください。

■日時

12月4日（水）

10時00分～12時00分

■場所

増毛町文化センター

■その他

相談をご希望の方は、当日
増毛町文化センターに直接お
越しください。

■役場町民課・戸籍係
（☎5311112）

令和7年増毛町
二十歳の成人式

■開催日時

令和7年1月12日（日）

14時00分～

■開催場所

文化センター大ホール

■対象者

平成16年4月2日～

平成17年4月1日生

■内容

令和5年4月1日の民法改
正に伴い成年年齢が18歳に引
き下げとなりましたが、増毛
町では引き続き20歳を対象に
開催しております。

増毛町に住民登録をされて
いる方には、ご案内を送付い
たします。

なお、他の市町村に転出さ
れた方で、出席を希望される
場合は12月6日（金）までに
ご連絡ください。

また、式の実行委員を募集
しております。対象者でご協
力いただける方は11月8日
（金）までにご連絡願います。
■教育委員会・地域学習課社
会教育係（☎5312427）

保護ネコの一時飼育ボラ
ンティア募集について

町内で保護されたネコを一
時的に預かっていただく方を
募集しております。

保護されたネコは、保護ネ
コ団体のネットワークで飼い
主を探す前に感染症予防のた
め2週間程度の経過観察が必
要です。その経過観察期間中
にボランティアにて、保護ネ
コの飼育をしていただける方
を募集しておりますので、左
記の連絡先までご連絡をお願
いします。

■役場町民課・町民環境係

（☎5311112）

ましけネコ友の会 小田

（☎090-8709-0343）

◇日曜当番医◇

（11月10日）（留萌市）

留萌セントラル
クリニック

（栄町1 ☎4319500）

※右記以外の土日祝日及び夜間
診療は、かかりつけの病院へ
お問合せください。

地域おこし協力隊の 田川 晴樹 さんです！

増毛町初の「団体委託型地域おこし協力隊」として、10月1日から活動中です

プロフィール 1989年2月28日生まれの35歳。福岡県太宰府市出身。
趣味・特技：アウトドア（ダイビング、スノーケリング、キャンプ等々）、温泉、
ドライブ、バスケットボール、サッカー、ジム通い
主 な 業 務：SNS等での情報発信、観光振興、デジタルコミュニティ運営など

田川さんより一言

この度、地域おこし協力隊として増毛町へ移住してきました、
田川晴樹です！素材の宝庫増毛町、ポテンシャルの高い増毛町。
年中人が溢れかえってもおかしくない地域だと感じています。
その豊富な素材を町の人たちと協力しあって、魅力を全国・海
外の人へ伝えられるように常に課題意識を持ちながら活動に取
り組んでいきたいと思っております！ご期待ください！



人の動き

10月1日～10月31日届出分(敬称略)

10月末 人口と世帯

人口	3,523	人	(-4)
男	1,622	人	(-1)
女	1,901	人	(-3)
世帯	1,965	世帯	(-3)

()は前月との増減

町税等の納期について

上下水道料金 11月25日(月)

問役場上下水道課(☎53-1152)

固定資産税(第3期) 国民健康保険税(第5期) 12月2日(月)

問役場税務課・税務係(☎53-1114)

■ご厚志ありがとうございます■

◆各自治会等へ(現金)

○香典の一部から

・富野 浩さん(南畠中町)29-2区自治会へ

◆増毛町社会福祉協議会へ(現金)

○社会福祉に(香典の一部から)

・富野 浩さん(南畠中町)

【12月号への掲載希望 11月20日(水)まで】

問役場町民課・町民環境係(電話 53-1111)

📖 新着本案内

われは熊楠(くまぐす)

阿津川 辰海 著

慶応3年に生まれた南方熊楠。研究対象は昆虫、粘菌、星座などこの世の全て。知識の巨人の苦悩と貧困、学者としての栄光、息子との別離。彼にとって「知ること」が「生きること」だった。



問総合交流促進施設元陣屋(電話 53-3522)

いれかえことばクイズショー

いれかえことばクイズショーって何?それは、絵をヒントに、いろんな言葉の文字を入れ替え、全く違った言葉に変身させること。答えがわかると思わず笑ってしまう親子で楽しめる絵本です。

おおなり修司 作
しごくん 絵



健康・暮らし・環境カレンダー

11/5 ^火	●広報ましけ11月号発行 ●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃	21 ^木	●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生 金属・危険
6 ^水	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 9:30～12:30 文化センター ●四種混合・五種混合・B型肝炎・ロタ予防接種 15:30～16:00 文化センター ペット プラ	22 ^金	●乳幼児総合健診 個別通知 健康一番館 ●おはなしポトフ・プチ 13:00～ 健康一番館 ●ふまねっと運動教室 13:30～14:30 文化センター ☆粗大ごみ申込受付最終日 不燃 か・び
7 ^木	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 9:00～16:00 文化センター ●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生	23 ^土	㊟勤労感謝の日
8 ^金	●総合健診 個別通知 旭川がん検診センター 不燃 か・び	24 ^日	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 9:00～16:00 文化センター
9 ^土		25 ^月	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 9:00～14:00 文化センター 生 粗大
10 ^日		26 ^火	●定例行政相談所開設 10:00～12:00 文化センター ●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃 資源1
11 ^月	●乳幼児相談 9:30～11:30 健康一番館 生	27 ^水	●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ●日本脳炎・二種混合・子宮頸がん予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ
12 ^火	●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃 資源1	28 ^木	生 資源2
13 ^水	●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ●ヒブ・小児肺炎球菌予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ	29 ^金	●ふまねっと運動教室 13:30～14:30 文化センター 不燃 か・び
14 ^木	●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生 資源2	30 ^土	
15 ^金	●ふまねっと運動教室 13:30～14:30 文化センター 不燃 か・び	12/1 ^日	
16 ^土		2 ^月	生
17 ^日		3 ^火	●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃
18 ^月	生 木	4 ^水	●特設人権心配ごと相談所 10:00～12:00 文化センター ●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ●四種混合・五種混合・B型肝炎・ロタ予防接種 15:30～16:00 文化センター ペット プラ
19 ^火	●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃	5 ^木	●広報ましけ12月号発行 ●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生
20 ^水	●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ペット プラ		

家庭ごみの収集日について

マ ー ク の 見 方	生 生ごみ	可燃 可燃系埋立ごみ	不燃 不燃系埋立ごみ	プラ プラ製容器	ペット ペットボトル
	か・び かん、びん	木 木くず	金属・危険 金属類、危険ごみ	粗大 粗大ごみ	
	資源1 紙製容器、雑がみ、白色トレイ、発泡スチロール	資源2 新聞・チラシ類、雑誌、ダンボール、紙パック			

粗大ごみの収集について(毎月第4月曜日) 留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)

① 1回の収集につき5点までしか出すことができません。粗大ごみ収集の申込は9:00～17:00(受付最終日は15:00)までに、留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)に電話申込してください。その際にステーション番号を忘れずに伝えてください。

※「ごみ分別ハンドブック」では、申込は2日前の15:00までとなっていますが、増毛町の場合は、3日前(休日の場合、その前日)の15:00までとなります。

② ごみ袋販売店にて粗大ごみ処理券を購入し、当該粗大ごみに貼り付け、収集日の9:00までにごみステーション横又は自宅前に出してください。